

文書と中世アラブ文明研究(抄訳)¹

エマード・アブー・ガズイー著

五十嵐大介編訳

本稿では、西暦 16 世紀のオスマン朝による占領以前に、異なる時代を通じてアラブ文明が産出したはずの数々の文書を含む完全なアラビア語のアーカイブがアラブ世界に見当たらないという問題をめぐって、いくつかの問いを投げかけてみたい。

- ・果たしてアラブ文明は、文書の作成という考えから縁遠かったのか？
- ・それともアラブ人は、彼らが生み出した文書をアーカイブとして保存するという観念を持ち合わせなかったのか？
- ・それとも入れ替わり立ちかわり登場した国家や侵略が、アラブ人が記録し、保存していた文書の集積を散逸させたのであろうか？

そして、我々のもとに伝存する文書は、アラブ文明および中世の当該地域の歴史の研究にどの程度まで有益なものとなるのであろうか？

「中世」とは、ここではイスラームの登場からオスマン朝のアラブ地域への侵攻までと定義する。また、ここで言う文書とは、文書学の専門家が「ディプロマティック[diplomatic=古文書]」と呼ぶもののことであり、それには法律文書(al-wathīqa al-qānūīya)と行政文書(al-wathīqa al-idārīya)の二種類がある。

法律文書とは、権利を保全したりある状況を証明したりするために記載された、法律行為あるいは法的事件を含むテキストを意味する。法律行為とは、権利あるいは義務の発生、履行、修正、取り消しといった、法的影響をもたらす意思的行為のことであり、奴隷の解放や贈与、遺言、上司から部下への命令、イジャーザ(ijāza)、イクター(iqtā')の授与といった一者の意志によって生じる場合もあれば、二者あるいはそれ以上の意志の合意によって生じる売買や協定、結婚、協業(sharikāt)などもある。それに対し法的事件とは、法的意志の所有者による関与はないものの、法的影響を及ぼす誕生や死去といった出来事を指す。国家の様々な部局から出される、あるいはそうした部局が当事者である公的な法律文書と、主に自然人、あるいは私的な法人の間で交わされる私的な法律文書がある。

行政文書とは、国家機関であれ民間の機関であれ、社会的機関の日常業務から発生した通信文や命令書、報告書を指す。それらは機関の内部文書である場合もあれば、他の機関や自然人に向けられた外部向け文書でもありうる。

文書の作成は人類の様々な文明において筆記の登場と結びついてきた。古代の近東地域、あるいは現

代の用語で言うところのアラブ地域では、最古の文明のいくつかが誕生し、時代を超えて重要な文明的成果を提供してきた。ナイル川流域やメソポタミアで生まれたそれらの大文明が達成したもっとも重要な成果には、農業、国家の創設および筆記と数字の発明が挙げられる【図 1】。この地域の多くの民が、古代から文書を記し、生活の様々な分野における振る舞いや社会的行為、活動などを記録する能力を獲得したのである。【図 2, 3】

このため、紀元前 4000 年代に筆記の技術を手にしたこの地域の人々が、どこよりも古く、量からしても、内容の多彩さからしても最も豊かな文書の数々を後世に残したというのは自然の成り行きであった。それらの内容は個人、社会、そして国家の活動や日常に等しく及んでおり、この地域の民が使用していた様々な言語で書かれていた【図 4, 5, 6】。

アラビア語で記載された文書は、この地域に最も後から登場したものの一つである。アラビア語が書かれるようになったのは、この地域の他の言語に比べると比較的最近で、アラビア語による筆記が現在の形になったのは、西暦 3 世紀から 8 世紀にかけてのことである【図 7, 8, 9】。

それにしても、アラブ人が文書の作成を知ったのはいつのことだったのだろうか？

アラブ文化は実のところ、イスラームが登場するまで、口承が優勢な文化であった。これはアラブが書くことを知らなかったという意味ではない。かつてウカーズの市²で行われていた詩のコンテストに優勝した作品は書き留められ、イスラーム以前の古代からアラブ人にとっての聖なる館であったメッカのカアバ神殿の壁に掲げられて、「掲額詩(mu'allaqāt)」などと呼ばれたという伝承も存在する。契約書や協定といった文書のことは、イスラーム以前のアラブ人にも知られていた。一例には、イスラームの布教が始まった初期の頃に、ムスリムたちを排斥するためメッカ住民が書き記したボイコット文書が挙げられる。しかしイスラーム以前の時代、文書を記したり書いたりすることは、アラブ社会において周知的な事象であり続けた。

ヒジャーズ地方のアラブ人はイスラームの登場とその伝播以前には、限られた範囲でしか文書の作成について知識を持たなかったが、勃興途上のイスラーム国家は、記録や文書作成の分野において自らに先行した諸文明の遺産を短期間で吸収した。そうして生まれた新たな社会は、公文書や個人間でのやり取りを記録したその他の文書類など、アラビア語で書かれた自身の文書を生み出し始めたのである。イスラーム国家の領域が拡大し、古代世界の広大な地域においてアラビア語とアラブ文化の支配が拡大するにつれ、その地域の文書はアラビア語で書かれるようになった【図 10】。

イスラームが文書作成に与えた影響

新たに登場したイスラームという宗教は一連の文化的・政治的現象と結びつき、それらが文書を書き記すということへの全般的な関心を引き出した。文書作成は、書き記すということへの全般的な関心の中から生まれたのである。イスラーム時代初期にアラビア語による文書の作成を生んだ要因は、以下の 3 点に

まとめることができる。

第1点:アラブの歴史上はじめてアラビア語で記された宗教的テキスト、すなわちクルアーンが登場したことで、書き記すという発想がはっきりとした形で出現し、文化に根付いたこと。クルアーンの筆記は預言者ムハンマドによる布教の段階で散発的に行われ始め、第3代カリフ、ウスマーン‘Uthmān b. ‘Affānの時代に最終的な形に纏められた【図 11, 12, 13】。

第2点:クルアーンの中でいくつかの社会的行為を文書の形で書きとめる必要性が明記されたこと(借金の記載など)。このことは次第に様々な社会的行為を文書に記載することの発達を促し、後には文書書式学(‘ilm al-shurūṭ)と呼ばれるイスラーム法学の分野を誕生させることとなった。文書書式学とは、イスラーム法的にも行政法的にも言語的にも正しい形式で文書を著すための学であり、イスラーム法学におけるこの学問分野の最も卓越した創始者として、シュルーティーAbū Zayd Aḥmad b. Zayd al-Shurūṭī (d. ca. 200 A.H.)、ヒラール・アルバスリーHilāl b. Yaḥyā al-Baṣrī (d. 245 A.H.)、そしてこの分野では最も古く重要なものの一つである『文書書式集成(al-Jāmi‘ al-Kabīr fī al-Shurūṭ)』の著者であるタハーウィーAbū Ja‘far al-Ṭahāwī (d. 321 A.H.)がいる。ハナフィー派の間で始まった文書書式学は、その後他の法学派にも広まった。

第3点:メッカからヤスリブへのヒジュラの後、他の強大な政治体制に取り囲まれる形でムスリムの新たな政治体制が誕生したこと。これによってメディナ憲章、ムハージルーンとアンサールの関係を定めた文書、ムスリムとメディナ及び近隣のユダヤ教徒たちとの間の関係を定めた文書、メディナ社会と周辺社会との間の関係を定めた文書、フダイビーヤの和約文書、預言者ムハンマドから近隣諸国の統治者や諸部族の長・指導者に宛てたイスラームへの入信を呼びかける書簡といった、新生ムスリム「国家」の政治文書を作成する必要性が生じたのである【図 14】。

続く大征服時代は、政治的・文化的・社会的変化が文書に関する新たな要請を課すことになった。それらは以下のようにまとめることができる。

- ・ 歳入が増加し、その整理と管理が求められるようになったこと。
- ・ 近隣諸国との外交関係が生じ、書簡や協定、合意などが必要になったこと。
- ・ イスラーム国家が拡大となり、カリフが臣下を送る命令書と、彼らからカリフのもとに上げられる書簡を通じて国家運営がなされるようになったこと。
- ・ 行政機関の発達。
- ・ 複雑に入り組んだ社会関係が生まれ、多民族・多宗教の新たな社会に暮らす個々人の間の社会的行為を法的に管理する必要が生じたこと。

こうした状況はアラビア語による文書作成とその保存の分野に三つの重大な進展をもたらした。

1: イスラーム史において「ディーワーン登録(tadwīn al-dawāwīn)」³と呼ばれる、第2代カリフ、ウマル

‘Umar b. al-Khattāb 時代 (13~23 A.H./634~644 A.D.) の出来事。これは、一定期間の財政状況を帳面に
つけて保存するというウマルの決定である。ウマルがこの決定を採用した年については史料によって異な
り、ヒジュラ暦 15~20 年の間で様々である。またこれと関連していたのが、国家の行政および財政を管理
することを目的に、アラブの暦法を年代の連続的な把握が可能なヒジュラ暦に置き代えることであった。
収支を帳面に記録するとともに、年の連続把握が必要となり、ヒジュラ暦が採用されたのである。

2:ウマイヤ朝カリフ、ムアーウィヤ Mu‘āwiya b. Abī Sufyān⁴の時代の文書庁 (dīwān al-rasā’il) および印
璽庁 (dīwān al-khātīm) の創設。この二つの官庁の創設は、国家の公文書を筆記し保存するという概念の
発達を反映していた。

3:社会が変容し、初期の遊牧社会的な素朴さから遠ざかるにつれ、権利保持のために社会的行為を
記載し保存することが求められるようになった。そこから契約を登記し、あるいはカーディーの前で契約を
結ぶ必要性が生じ、カーディーもまた法廷台帳 (sijillāt) の筆記を必要とするようになった。カーディーは、
彼が記し当事者の手元に残される文書の写しをそこに記載した。こうして法廷台帳が誕生することとな
ったわけだが、それは史料に残された最古の言及によれば、ワーリー [wālī; pl. wulāt: 地方総督] 時代 (ヒジ
ュラ暦 2 世紀) のエジプトでのことであった。

国家の行政文書がアラビア語で書かれるようになって、ウマイヤ朝カリフ、アブドゥルマリク ‘Abd
al-Malik b. Marwān (65~88 A.H. [685~705 A.D.]) がディーワーンの言語をアラビア語とすると決定してか
らも、国家の財政文書記録の分野におけるアラビア語化が完了するまで、年月を要した。彼がカリフとな
った時、ディーワーンではアラブが征服した諸地域の言語が用いられていた。イラクやペルシアではペル
シア語が、シリアやエジプトではギリシア語が、エジプトではコプト語も使われていたのである。[ヒジュラ暦]
76 年と 77 年にディーワーンのアラビア語化の決定が發布され、貨幣の刻印 (sikka) のアラビア語化の決
定がそれに続いた。

エジプトでは、アラブ人が進入した当初から、アラブ人の完全な統治権が確立する以前においても、ア
ラビア語はギリシア語およびコプト語と並んで文書記述の言語として用いられた。我々のもとにはアラブの
征服者とビザンツとの戦いの期間に遡る、アラビア語が用いられているパピルス文書がある。

しかし、エジプトで発見されたパピルス文書では、アブドゥルマリクのアラビア語化の決定の 10 年以上
後でもギリシア語がアラビア語と並んで用いられている。しかし数十年後にはエジプトにおいて文書を書く
際、特に行政文書と法律文書において、アラビア語が用いられるほぼ唯一の言語となった。この状況はオ
スマン朝がこの地域を占領し、トルコ語がアラビア語と並んで文書を書く上での公式言語になるまで続い
たのである。

このためアラブ・イスラームが支配権を握っていた時代、すなわちアラブのエジプト進入からオスマン朝
によるエジプト占領にいたるまでのエジプト社会の社会・経済・行政・政治・法律といった様々な活動から生

まれた膨大な数のアラビア語文書が、我々の手元に残されていてしかるべきである。しかし実情はこれとは異なり、10 世紀の長きにわたって実際に発行されたはずの数よりも遥かに少ない文書しか、我々のもとに伝存していない。他のアラブ諸国でも状況は大差なく、それどころか東アラブと北アフリカにおいてオスマン朝以前にまでさかのぼる比較的まとまった数のアラビア語文書を保有しているのは、おそらくエジプトとパレスチナの二国のみであろう。

我々はもう一度問い直そう:オスマン朝による占領以前の時代に生み出された文書のうち、何がアラブ世界内外の文書館や保存機関に残されているのだろうか?

実際に、何千ものアラビア語文書がエジプトやパレスチナの文書館や図書館、博物館などに散在しており、シリアにも少数のまばらな文書がある。さらには世界各地の文書館や図書館、博物館にも分散している。しかし、その全部を合わせたところでアラブ文明が生み出した文書のうちの、限られた割合にしかならない。

こうした希少さにもかかわらずこれらの文書は、中世のアラブ地域における経済史・社会史・政治史の多くの側面を解明する手がかりとなっている。

様々な時代を通じてアラビア語文書は多岐にわたるテーマを扱っているが、その大半は個人間での私的な法律行為に関するものである。なぜなら、オスマン朝時代に先立つ時期の国家の公文書はほぼ完全に失われ、正統カリフ時代、ウマイヤ朝、アッバース朝、ファーティマ朝時代のカリフたち、あるいはアイユーブ朝やマムルーク朝のスルタンたちによる通信や彼らが発布した命令書は、ごく僅かな例外を除けば、まとまった形では存在しないからである。

おそらくイスラーム時代初期にまで遡る最も重要な文書群は、アラブ諸国の外にある。例えばアラビア語のパピルス文書がある。最も古い発見は 1828 年に遡り、サッカーラの農民たちが聖エレミヤ修道院近くで小さな土製の壺を発見した際、その中に二通のアラビア語のパピルス文書を発見したのである。アラビア語のパピルス文書コレクションの大半は、19 世紀初頭にエジプトから流出し、その内わずかしがエジプトの国立図書館や博物館には残されておらず、大部分は現在世界中の図書館や博物館に分散している。

次に、エジプトのユダヤ・コミュニティにまつわるゲニザ文書である。これはユダヤ教徒の墓地・シナゴークの隣にあった、書類を埋蔵するための部屋で発見された文書群のことで、未整理のままに保管されていた。ヘブライ語であれ、その他の言語であれ、神の名が記された文書を廃棄してはならず、使用後はどこかにしまい込んでおくべし、というユダヤ教の信条ゆえに残された。そのため数千枚の書類が我々の元に伝えられた。中には写本や書籍、公文書のほか、勘定書や国家の高官に宛てた嘆願書、商人同士の通信文といった日常生活に関する微細なテーマを扱った書類もある。ゲニザ文書は中世および近代に遡る。1896 年がゲニザ文書発見の公式な年と見なされているが、1860 年代より発見されたものの公には報告

されなかったコレクションがある。ゲニザ文書の最も重要なコレクションもまた、19世紀末から20世紀初頭にかけて、ヨーロッパに流出した。

これら二つのコレクションを代表するサンプルをいくつか紹介しよう。

・パピルス紙片に書かれた文書。ギリシア語とアラビア語で書かれている。書かれた年代はヒジュラ暦 22 年で、ヒジュラ暦で年号が書かれた最古のアラビア語文書に数えられる。この文書はアラブ征服軍が上エジプトで軍事作戦に就き、ビザンツと交戦している最中に記された。内容はアラブ軍の指揮官が兵士たちに食料として与えるために羊の群れを受け取った際の領収書で、ギリシア語で書かれている。また、年末にこの羊の代金を税金から控除するため、同じ内容がアラビア語でも記されている。この文書は現在、ウィーンの国立図書館に所蔵されている【図 15】。

・ヒジュラ暦 1 世紀後半に遡るもう一点のアラビア語文書。ヒジュラ暦 91 年の年号が記されたこの文書は、ソハーグ県のコム・シャカーウという上エジプトの村で発見された文書群の一つで、ウマイヤ朝のエジプトのワーリー、クッラ・ブン・シャリーク Qurra b. Sharik (90~96 A.H.) が、フスタートから上エジプトの彼の代官(アーミル^{amil})の一人に向けて、いくつかの行政事項に関し書き送った数十通の通信文が含まれていた。この文書でワーリーは首都フスタートでの食糧不足を知らせ、フスタートに食糧を送るよう要求し、隊商への関税の廃止を約束している。この文書は二つの部分に分かれており、ひとつはカイロの国立図書館に、もうひとつはロンドンの大英博物館に収められている。パピルス学者のアドルフ・グローマンがこの二つの文章の関係を発見し、つなぎ合わせることに成功し、ともに出版した【図 16】。

・ユダヤのゲニザ文書から。この文書はあるユダヤ商人が[ファーティマ朝]カリフ、ムスタンスィル al-Mustansir bi-Allah³ に送った嘆願書で、ナイル川を航行中に息子とその友人が犠牲となった殺人事件の捜査を求める内容である【図 17】。

これら 3 つの文書は国家の公文書であるが、文書館での保存といった通常の経路で我々の元に伝存したのではなかった。今に残るこうした公文書は偶然見つかっただけで、遺跡の探査作業の結果得られたのである。こうした考古学的発見や偶然によって国家の公文書のいくつかが我々に与えられたのと同様、婚姻・離婚契約から奴隷解放文書・売買契約・ワクフ・贈与文書まで、私的な法律行為に関する文書もそのようにして発見された。

ここで、ワーリー時代およびファーティマ朝時代にまで遡る私的法律文書の例から 3 通を取り上げよう。これら 3 通はエジプト国立図書館(Dār al-Kutub al-Miṣrīya)の写本部門(Qism al-Makhtūṭāt)に保管されている。我々はこれらの文書から、イスラーム時代初期のエジプトにおける慣行や社会生活の多岐にわたる断片的情報を導き出すことができる。

・第一の文書:ヒジュラ暦 3 世紀の婚姻契約書。日付はヒジュラ暦 279 年であり、羊皮紙に書かれている。

この契約書には、妻の同意と納得なしには夫はもう一人の妻を持つことができない、と夫の権利を制約

する条件が書かれている。その時代のエジプトで女性が持っていた力がわかる【図 18】。

- ・第二の文書:ヒジュラ暦 393 年付の、ある女性が所有していた女奴隷を解放すると記した文書。その時代の一部のエジプト人がコプト名とアラブ名の二つの名前を持っていたことがわかる【図 19】。
- ・第三の文書:ヒジュラ暦 460 年付の、上エジプトの私有地にある家屋の売買契約文書。この文書から、中世エジプトの都市や村落では、宗教ごとに居住区を分けるという考え方がなかったことが確かめられる。このことは、文書の中で売買の対象となった家屋とその境界を説明する際に、その家に隣接するいくつかの家はキリスト教徒によって所有され、他の何軒かはムスリムが所有していたとわかるように書かれていることから導き出せる【図 20】。

伝存するアラビア語文書の中でおそらく最大のコレクションは、アイユーブ朝およびマムルーク朝期に遡る一群の私的法律文書であろう。エジプトに関するコレクションは、国立文書館 (Dār al-Wathā'iq al-Qawmīya)、カイロのワクフ省歴史文書局 (al-Arshīf al-Tārikhī li-Wizārat al-Awqāf)、カイロのコプト正教総主教座に分散している。パレスチナのコレクションは、ハラム文書と知られる文書群である。

エジプトの三つのコレクションの内、第一のものは、カイロの国立文書館にある「スルタンやアミールたちの証書群 (hujaj al-umarā' wa-al-salāṭin)」である。中でも最古の文書は、ファーティマ朝時代の文書がマムルーク朝期に書き写された写しで、国庫の土地の売買契約書の後ろに、ワズィール[wazīr:宰相]タラーイー al-Sāliḥ Ṭalā'ī b. Ruzziq の名でヒジュラ暦 554 年に記されたワクフ文書 (hujjat waqf) が添付されている。他にもアイユーブ朝期の文書がいくつかあり、中でもヒジュラ暦 613 年付の[スルタン]アーディル al-Malik al-ʿĀdil al-Ayyūbī⁶ のワクフ文書は重要である。しかし最も量が多く重要なのは、マムルーク朝時代の文書であろう。そこに含まれるのは、ラージーン Ḥusām al-Dīn Lājīn⁷、バイバルス・アルジャーシャンキール Baybars al-Jāshankīr⁸、ムハンマド・ブン・カラーウーン Muḥammad b. Qalāwūn⁹、ファラジュ Faraj b. Barqūq¹⁰、バルスバーイ Barsbāy¹¹、カーイトバーイ Qāyṭbāy¹²、ジャンブラート al-Ashraf Jānblāt¹³、ガウリー Qānshūh al-Ghawrī¹⁴、トゥーマーンバーイ al-Ashraf Ṭūmānbāy¹⁵ といったマムルーク朝スルタン、アミール、国家要人やシャイフ、商人などのワクフ文書である。中世に作成されたこの文書コレクションの総数は約 300 点に達する。内容も多岐にわたり、中には 40~50 メートルの長さの巻紙に書かれた文書もある。

国立文書館の「スルタンやアミールたちの証書群」は、ワクフ省のコレクションと一緒に完全なものとなる。両方のテーマは似通っており、当事者も両コレクションに現れる。のみならず、両コレクションの一部の証書は相互に関係している。国立文書館のコレクションは、シャリーア法廷からここへ移管されたものであり、法廷がこれらのオリジナル文書を所有していた唯一の説明は、一部の司法業務における証拠書類として使われていたというものである。一方ワクフ省歴史文書局コレクションは、ワクフの管理権が管財人[nāzir; pl. nuzzār]の手から国家に移ったことにより、ワクフの管財人のもとからワクフ省へ移されたもの

である。

国立文書館「スルタンとアミールたちの証書群」の事例。【図 21, 22, 23】

ワクフ省のコレクションの一部。【図 24, 25】

この二つのコレクションに加えて、カイロのコプト正教総主教座コレクションがある。これは数十年前から知られていたが、その内台帳に登録されているものは 13 文書にとどまる。近年の文書研究は、総主教座文書館が中世の文書の膨大なコレクションを保管していることを露わにした。その大部分は私的な法律文書であるが、一部公文書もある。

カイロにあるこれらの主要な文書コレクションに加え、コプト博物館 (al-Mathaf al-Qibtī) やイスラーム芸術博物館 (Mathaf al-Fann al-Islāmī) などの一部の考古博物館も、様々な文書コレクションを保管している。

次にパレスチナに目を向ければ、1970 年代にエルサレムで偶然発見された文書群 [=ハラム文書] に行き当たる。それはアイユーブ朝以降の様々な時代の文書を含む。そのうち最も多いのは、主に遺産相続と婚姻と離婚にかかわる私文書である。それらを研究することで、アイユーブ朝とマムルーク朝期のパレスチナにおける社会・経済生活の諸側面を窺い知ることができる。例えば、妻が夫に対し、彼が彼女の唯一の相続人であることを法的に確認した文書がある【図 26, 27】。

この他にもアラビア語の私文書はイスラーム時代にアラブの権勢の及んだ各地、現在のアラブ世界の地理的範囲を越えるスペインなどにも散在している【図 28】。

一方、国家の公文書はというと、我々のもとに伝存するものはわずかであり、諸々の文書館や博物館に分散している。ワクフ省歴史文書局コレクション、コプト正教総主教座コレクション、アスワン・ヌビア博物館、カイロ・コプト博物館などのコレクションの中に数点ある。コプト博物館コレクションの中に、ファーティマ朝カリフ、ザーヒル al-Zahir¹⁶が修道士たちの権利を保障するために発行した保護 ('uhda) 文書がある。この文書は誤ってカリフ・ハーキム al-Hākim bi-Amr Allāh¹⁷のもたとされている【図 29】。

公文書のほとんどは聖カトリナ修道院が所蔵しているコレクションの一部として残されたものである。それらが保存されていたのは、修道士の権利保護や、国家と修道士たちとの関係の整備に関わるものであったためである。書かれた時代はファーティマ朝、アイユーブ朝、マムルーク朝、オスマン朝である。

アイユーブ朝期のものとしてスルタン、アーディルの時代に遡る 2 つの文書がある【図 30, 31】。スルタンは二つの文書の中で、国家と修道士の関係、中でも修道院長の選出方法や修道院へと通じる道路の安全対策にかかわることを定めており、同様に修道院の近隣に居住するアラブ部族と修道士との関係も扱われている。

またこのコレクションにはマムルーク朝期の多様な文書が含まれているが、その一つに、後のマムルーク

朝スルタン、トゥーマーンバーイが大ダワーダール(al-amīr al-dawādār al-kabīr)¹⁸であった頃に発行した文書がある。修道院で起きた殺人事件の捜査を求める内容で、トゥール地方の裁判官宛に修道院で起きた殺人の容疑者を調査・逮捕して、尋問のためにカイロに送致するよう求めた書簡である【図 32】。同じアミールによるもう一つの文書は、東デルタのある地方の徴税人たち宛てに、修道院のために耕作している農民たちからの税の徴収を促し、それを修道院に送るよう求めたものである【図 33】。

聖カトリナ修道院所蔵の公文書コレクションには別の重要性もある。それは何人ものフアーティマ朝カリフ、アイユーブ朝やマムルーク朝のスルタンやアミールたちの自筆による希少な署名が記されている点で、その大半が個人名による署名である【図 34】。

聖カトリナ文書は公文書だけでなく、私的で非公式な文書も含み、ヒジュラ暦9世紀の非公式な売買契約書、すなわちカーディーやその他の承認機関のもとで承認を受けていないものがある。この契約は、修道士の一人が修道院の周囲に居住する遊牧民の団から土地と果樹を購入したものである【図 35】。

ところで、中世には軍事イクター制が登場し、イクターをアミールらに授与する際には「マンシュール(manshūr iqṭāʿī)」と呼ばれる特別な文書を発行する必要があったにもかかわらず、イクター制が存続した5世紀以上の期間を通じて、わずか一点のイクター文書しか我々の元に伝存していないというのは奇妙と言う他ない。その唯一のイクター文書は、カイロのワクフ省歴史文書局で偶然見つかったもので、マムルーク朝末期のスルタン、ガウリーの時代に発行されている【図 36, 37】。

一方、アラブ世界の外について言えば、少数の公文書がヨーロッパのいくつかの文書館に保存されている。こうした文書の中に、クロアチアのラゲーザ(ドゥブロヴニク)共和国とエジプトとの間で領事を置くことを定めた協定(muʿāhada)がある。巻紙にスルタン・ガウリーの自筆による署名がされており、ドゥブロヴニク商人のためにアレキサンドリアに領事館を開設し、彼らの治外法権や諸権利を整備し、スルタンの特別許可によらない限りあらゆる方面からの訴追も免れる権利を彼らに付与する内容となっている【図 38】。

もう一つの文書は、[ガウリー時代の]アレキサンドリア総督のアミール、フダービルディー-Khudābirdī からラゲーザ共和国の統治者に宛てられた書簡で、ここでは先の協定を実行に移す手順が定められている【図 39】。

これ以外の公文書はすべて、続くオスマン朝によるアラブ地域占領の時代に書かれたものである。

ここで、オスマン朝期より伝存する一部の文書が、それより前の中世の状況についての重要な史料となることについて指摘する必要がある。その一つに挙げられるのが、アラブ諸国、特にエジプトやパレスチナ、レバノンの文書館に何千点もが保管されているシャリーア法廷台帳(sijillāt al-mahākīm al-sharʿīya)である。なぜなら、これらの台帳に記載されているいくつもの文書が、マムルーク朝期に起源を持つ法律行為と関係していたり、マムルーク朝期に建設された施設について述べているからである。

中世に関するものにも関わらず、オスマン朝期の文書・台帳から伝わる重要な案件の一つに、アイユーブ朝スルタン、サラディン *Ṣalāḥ al-Dīn al-Ayyūbī*¹⁹がアレキサンドリアで設定したワクフがある。その元本は伝存しないが、[内容を]オスマン朝期の文書を通じて知ることができるのである。

同様に、オスマン朝期の財務台帳 (*dāfatir māliya*) の重要なコレクションが伝存する。財務台帳とは文書学の用語で、行政の各部署で使用され、国家の収支を記録し、あるいは税金の確定と記録を目的として農地保有や土地所有権の状況を記録した帳簿である。現在、これらの台帳の多くがカイロの国立文書館に収められている。この文書館は他の収蔵品と共に、ヒジュラ暦 10 世紀 (西暦 16 世紀) 中頃からヒジュラ暦 13 世紀 (西暦 19 世紀) の末期、すなわちオスマン朝およびムハンマド・アリー朝の時代にかけて作成された大量の財務台帳を保管しているが、そのほとんどが、1954 年に国立文書館が創設された後、段階的に公立記録保管所 (*Dār al-Mahfūzāt al-'Umūmiya*) から移管されたものであり、一部は今でも記録保管所に収められている。そしてこの台帳コレクションの一部を成している、オスマン朝期に書かれたリザク [*rizqa*; pl. *rizaq*] 台帳こそ、1517 年のオスマン朝によるエジプト征服以前の時代における農地の保有状況を研究する上で、最も重要な史料に数えられる文書なのである。

リザク台帳は、財務庁 (*dīwān al-māliya*) 関係文書に分類されている。財務庁関係文書にはさらに下位区分があり、その一つのルーズナーメ庁 (*dīwān al-rūznāma*) 文書コレクションの中の一単位が、このリザク台帳である。リザク台帳はさらに、24 冊の台帳から成る慈善リザク (*al-rizaq al-iḥbāsīya*) 台帳と、13 の台帳から成る軍事リザク台帳 (*al-rizaq al-jayshīya*) の二つの文書群に分けられる。

こうした分類は、リザク台帳が元々どの部署でどのように作成されたものであるのかを、かなりの程度表している。二種類のリザク台帳は共に、西暦 16 世紀中頃に作成され、19 世紀まで用いられた。それらはルーズナーメ庁で農地の保有状況および国家と所有者の権利を証明するために用いられた農地台帳の一種であった。ルーズナーメ庁はオスマン朝末期ヒジュラ暦 1256 年以降、財務省 (*Nizārat al-Māliya*) の職掌のもとに置かれたのである。

リザク制度とは、中世のエジプトに存在した農地保有形態の一つであった。慈善リザクとは、モスクやハンカー、修道院、マドラサ、病院などの宗教的慈善施設・公益施設、あるいは教師、法学者、モスクの説教師、カーディーなど国家や人々の公益に従事する個人やその子孫に対し、国家がそれを用益しその収穫を得る権利を与えた土地を意味する。いずれの場合もリザクの所有者は土地の所有権 (*raqaba*) を持つことはない。この点において、慈善リザクは国庫の土地 (*amlāk bayt al-māl*) から設定された慈善ワクフ (*al-awqāf al-khayriya*) と似通っているが、いくつかの点で異なる。例えば、リザクは撤回することが出来るのに対し、ワクフはほとんどの場合、設定を解除することはできない。また国庫の土地のワクフが、スルタンあるいはその代理人によって、カーディーのもとで裁決を得たワクフ文書 (*ḥujja*) をもって設定されたのに対し、リザクは通常、大ダワーダールの命令書 (*marsūm*) によって授与された。同様に、ワクフが国庫の所

有から外れたのに対し、慈善リザクはイスラーム法的にも実質的にもその所有下に置かれ続けた。原則としてリザクは免税地であり、その受益施設・個人はそこからの収益を全て手にすることができたが、こうした状況はバフリー・マムルーク朝末期から変化し、しばしば課税されたようである。一般的に、国家にはリザクをいつでも撤回する権利があり、授与された側は土地からの収益を得はしたものの、その経営については慈善地庁 (*dīwān al-ahbās*) に従った。オスマン朝のルーズナーメ台帳の記述によれば、これらのリザクはチェルケス・マムルーク朝時代に大ダワーダールの命令書によって与えられたもので、リザクの受益者が死亡した際、それを授与された際の命令書に自分の死後、相続人にその権利を移転させるとの記述がなかった場合には、土地の状況を明確化するための新たな命令書の発行が必要であった。

一方、軍事リザクは慈善リザクと異なり、軍務庁 (*dīwān al-jaysh, dīwān al-ju'yūsh al-mansūra*) から授与された。慈善リザク同様、土地からの収益を得ることが認められるだけで、通常はいわば年金として、退役したアミールやアミールの遺族に与えられた。しかしマムルーク朝期の文書やオスマン朝期の台帳からは、こうしたリザクのいくつかは現役のアミールたちにも授与され、中には国家の要職にある者さえいたことは疑いない。

リザク台帳はオスマン朝期のリザク地に留まらない、農地保有に関する情報の宝庫である。その一つ一つの台帳がエジプト国内の一県 (*iqḷīm*)、あるいは県内の複数の地区 [*nāhiya; pl. nawāhī*]²⁰ をカバーしており、記録されている項目には各地区的耕地面積、リザク地・私有地・ワクフ地・イクターといった保有形態ごとの土地の配置、および保有形態を示す書類や証書・文書の記述と日付が含まれる。台帳は記載のある各地区的名称と、それへの言及があるページ番号とを対照させた見出しから始まり、見出しページの最上部には、各項目の出典が記されている。

リザク台帳の基本項目は、二つの典拠を持つ。一つはチェルケス・マムルーク朝時代の財政帳簿で、スルタン、カーイトバイ時代のヒジュラ暦 891 年で記載が終わっている。もう一つはヒジュラ暦 933 年の土地調査台帳 (*dafātir al-tarbī'*) で、エジプトにおけるオスマン時代の初期に作成された。これら二つの典拠から書き写された項目に、各地区における農地保有状況に生じた変化が、一地区一地区書き加えられている。リザク台帳は基本的にアラビア語で書かれているが、一部はトルコ語で書かれている。

リザク台帳の形状は、およそ 15×42 センチメートルの外表紙で綴じられており、一つの台帳のページ数は 8 ページから 320 ページの間である。公立記録保管所で保管されていた時期に上からデータカードが貼り付けられ、また最初のページには文書が作成された後の時代になって書かれた保管用のデータが記載されている。これらのデータは公立記録保管所で採用されていた保管方法を示している。またいくつかのページは破損し、おそらく公立記録保管所時代に修復が施されている。修復によって中身の正しい配列が失われ、一部が別の文書に紛れ込んでいる場合もある。研究者が配列の誤りに気づかなかつたために文書の順番やその構成要素の文書学的解説を間違ったり、誤った情報を引き出してしまふこともあつた。

リザク台帳の歴史学上の重要性は、リザク制度とオスマン朝期におけるその発展について我々に詳細な情報を与えてくれるに留まらず、その取り扱う対象と時代の広がりにある。取り扱う対象に関して言えば、リザク地だけでなく、様々な農地保有状況の詳細で正確な有り様や、オスマン朝期を通じてのその変化について教えてくれる。時代について言えば、マムルーク朝時代のエジプト史の研究者にとっても極めて重要な歴史情報を与えてくれる。オスマン朝による征服以前の時代に遡る行政文書や財政文書の大多数が失われたことはよく知られている。我々の元に伝存する文書のほとんどは私文書であり、公文書の大半は僅かな例外を除いて失われた。そうした失われた文書の中に、財務文書や台帳もあった。

リザク台帳がマムルーク朝期に遡る文書資料に依拠し、その項目の多くをそうした資料から得ていることは疑問の余地が無い。それどころか、そうした資料から全文を引用していることすらある。これら全てがリザク台帳をマムルーク朝期に関する情報に満ちた史料としているのである。それではリザク台帳は一体何を教えてくれるのだろうか。

まず我々は、この台帳から財務制度の詳細と、その諸手続きについて知ることが出来る。たとえば慈善リザクが大ダワールあるいはスルタンのもとから発行される「タウキー(tawqīʿ)」[という文書]に則って授与されていたことがわかる。また、マムルーク朝時代の財務官僚たちの台帳作成法やその名称について知る手掛かりにもなる。これだけではない。リザク台帳を綿密に研究し、そこに含まれるマムルーク朝時代の文書や台帳から引き継がれたテキストを分析することは、その時代についての我々の知識に変化をもたらすこととなる。実際に残っているマムルーク朝期の文書に含まれる情報と、リザク台帳から引き出し得る知見とをつき合わせることで、リザク台帳はマムルーク朝末期までの農地保有の状況と、それに関わる経済的・社会的な兆しについて、かなり詳細な像を描き出すことに寄与する。リザク台帳はチェルケス・マムルーク朝時代の農地保有形態と保有者の社会階層、その地理的配置、保有の原則やその発達について知ることが出来る史料だといえよう。

リザク台帳からは農地保有の形態が、チェルケス・マムルーク朝期における国庫の土地の売却の結果、大きな変化を経験したことが確かめられる。スルタンの諸ディーワーン(al-dawāwīn al-sultānīya)あるいはワズィールのディーワーン(dīwān al-wizāra)を通じて直轄経営されていた農地であれ、リザク地やイクターとして受益者たちに分配されていた農地であれ、国家が所有していた広大な面積の農地が個人の私有地に変えられたというのがひとつ。もうひとつは、そうして私有地となった土地の大部分が、様々な善行に向けられた慈善ワクフ(awqāf khayrīya)やワクフ設定者とその家族や解放奴隷に向けられた家族ワクフ(awqāf ahliya)に変えられたことである。そしてどちらの場合でも、土地は各種の税を免税されていたようである。このことはすなわち、国家財源とその一般歳入が減少したことを意味する。このため、農地をワクフに設定するには、時として所有者にその所有物のワクフを認めるというスルタンの勅令を出してもらう必要があったことが、慈善リザク台帳・軍事リザク台帳双方の記述から窺える。

こうした新たな状況が、イクター制に負の影響を与えたことは疑う余地が無い。アミールにイクターとして授与できる国家の土地の面積は目に見えて減少した。そしてこの負の影響は、イクター制の経済面よりも、政治的・社会的側面により大きく及んだ。売りに出された土地の大半は、既にそれを保有していた者たちの手に渡ったため、国庫の土地の売却の結果、農地収益から得ていたアミールたちの収入が減少したとは言えない。しかしながら、アミールがムクター(muqta') [=イクター保有者]から土地の所有者へと変化したことが、他の要因ともあいまって、イクターに基づく主従関係の崩壊に寄与し、これらアミールたちに国家とスルタンからのより一層の独立心をもたらしたのは確かである。

とはいえ、負の現象のみであったとも言えない。なぜならチェルケス・マムルーク朝末期における軍事イクター制の有り様は、その時期既にエジプト社会の進路に立ち塞がる障害になっていたためである。それゆえ軍事イクター制の崩壊は、それに取って代わるふさわしい代替が出現してさえいれば、負となるものではなかったのである。

国庫の土地の売却拡大によって広大な農地が国有から個人の私有に移ったことは、チェルケス・マムルーク朝期のエジプトの社会構造に大きな変化をもたらした。土地との関係が[イクター制のもとでの]用益権(manfa'a)のみの保有から[私有地という]完全な所有権(raqaba kāmila)の所有へと変ったことに加え、社会の主要な富の源泉である農地が、人の手から手へと容易に流通しうる商品となった。そうして土地は、[国庫から直接それを獲得し得る]軍人支配集団(マムルークのアミール)あるいは国家の行政機関の上層部に所属しているか否かに関わりなく、代金を持ってさえいれば入手可能になった。こうして政治権力のみが土地収益を獲得する源とは考えられなくなった。

ここから私的所有の基盤が広がり、その変化の過程で農地の所有者という新たな階級の萌芽が現れた。そうした彼ら、農地の所有者たちを互いにつないでいたのは、土地所有と結びつく共通の利害であった。

いくつかの軍事・慈善リザク台帳がチェスケル・マムルーク朝時代における国庫の土地売却について書き記した情報から得られる事例によって、エジプトの農地の約半分を所有するようになったこの新たな階級の全体像を描くことが出来るかもしれない。この階級は、人種的出自や社会的地位に応じて三つの主要グループに分類できる。

第一のグループ:スルタンやマムルークのアミールたちから成る軍人支配層。国家の政治権力の頂点を形成する。国庫の土地の一部を彼らに売却することは、彼らの[土地所有権の移転を伴わないイクターを保有するという]土地の保有者から[その私的所有権を持つ]所有者への変化を引き起こした。これにはスルタン自身も含まれた。このことは、資産を自分自身と、死後はイスラーム法上の相続人たちの手の内に留めることを可能にした。

第二のグループ:第一グループの人間と血縁関係や婚姻関係によって、あるいはその奴隷として結びついたグループで、基本的にはアウラード・アンナス(awlād al-nās)²¹、次いでマムルークの妻とその奴

隷から構成される。

第三のグループ：人種的出自からも職業からもマムルークとは完全に無縁な人々から成るグループ。その成員の出自はアラブ諸国あるいはエジプトにあり、大抵は軍人職とは縁遠い人々だった。彼らが農地の私有に加わったということは、それ以前の数世紀にわたりエジプトで支配的であった状況[＝軍人層によるイクター制を通じた農地保有]に生じた象徴的な変化を示すものである。

第一のグループが第三のグループから完全に隔たっていたとすれば、基本的にアウラード・アンナースからなる第二のグループは、第三グループと次第に混淆し、ついにはかなりの程度均質なひとつの層を形成するに至った。マムルーク制度の性質上、アウラード・アンナースは戦闘を職業とすることから遠ざかり²²、一般的にはエジプト社会と接触する方向へと歩んで、その都市生活の一員となった。私有地や社会的資産が、戦闘を職業とせず、人生における機会により多く恵まれた階級の手元に集積されるようになったことで、社会的資産がより一貫性のある安定した形で運営される可能性が出てきた。所有形態の変化から生じた社会関係の変容と、約半分がアウラード・アンナースとエジプト人で占められる土地所有者の新たな階級の輪郭が見えてきたことは、国を深刻な危機から救う可能性を秘めていた。マムルーク層が当時の社会を取り囲んでいた様々な課題に対応できず、それどころか彼ら自身が社会発展の妨げに成り果てていたという状況下では、なおさらであった。

しかし、チェルケス・マムルーク朝期のエジプトが経験していたこの重要な発展の途上には、一連の障害が立ちはだかっていた。

第一の障害：農地の所有権が多くの場合、共有だったこと。つまり土地の購入者は、ある地区にある村の土地の一区画、あるいは村全体を境界を定めずに購入した。このことから、彼は土地それ自体よりも土地からの収益の一部を所有することとなる。この状況は購入者がその所有対象を処分する自由を制約するわけではなかったが、国家が当事者の一人として何らかの形で所有関係に介入することになった。土地からの収穫を集めるのも、地区のシャーッド(shādd al-nāhiya) [という行政官]を通じて行われたようである。さらに言えば、アラブ遊牧民の部族長や地区のシャイフたちを除けば、土地の所有者は通常、不在地主だった。こうした状況はある程度まで、国庫の土地の売却がもたらすプラスの社会的影響を弱めることになった。

第二の障害：チェルケス・マムルーク朝期に行われていた私有地や財産の没収。これによって所有権は不安定になり、同様に土地の所有者、とりわけアミールや高位の官僚たちは常に自分の不動産資産に不安を覚えるようになった。こうした状況は、一般的に、資産の蓄積をためらわせるものであった。

第三の障害：このため多くの人々が没収を免れるため、自身の私有地をワクフに設定するようになったこと。家族ワクフの制度は、ワクフ設定者(かつての所有者)と死後の相続人に、[ワクフとしたかつての]私有地からの収益の大半を手にするを許すもので、この制度は全般に、私有制が持つ社会的役割を限

定するものであった。

それから、オスマン朝による占領が始まり、国庫の土地の売却と結びついていた社会変容が継続する道を塞いだ。そうしてこの時代に芽生えた新たな階級の自然な発達を遅らせたのである。農地の私有化プロセスは、[相続人のいない遺産を没収する]民衆遺産庁(dīwān al-mawārīth al-ḥashariya)を通じた[没収資産の]売却を除けば、長年にわたって滞った。こうして外部勢力による侵攻が、社会の潜在的な可能性の芽を摘み、農地の私的所有への完全な移行をさらに数世紀遅らせたのである。エジプトで私的所有が完全に確立されるには、西暦 1858 年のサイド法(al-Lā'iḥa al-Sa'īdiya)の発布を待たねばならなかった。そうして農地の私有制が確立したことで、オスマン朝による占領のために遅れること三世紀、ようやく重要な政治的・社会的変化が生じたのである。

最後に、リザク台帳はマムルーク朝時代の文書や財務台帳が辿った運命に関する疑問の一部を明らかにしてくれる。そして、チェルケス人の中にはオスマン朝の侵略者たちの手に落ちないよう、王城(カルア al-Qal'a)にあった台帳その他の文書を燃やしてしまった者たちがいたという、人口に膾炙した説への反証ともなる。リザク台帳の存在は、マムルークたちが文書を焼いてしまったという説が正しくないことの確固たる証明である。オスマン朝期のルーズナーメ庁の書記たちは、軍事および慈善リザク台帳を作成するに当たり、マムルーク朝時代の台帳に依拠していたからである。【図 40】

ここで再び最初の問いに戻るとしよう:なぜ多くの文書が失われたのか?

いくつもの文書群が破壊にさらされたことは知られている。アイユーブ朝期以降、国家専用の文書館は王城に置かれていたが、サラディンの時代に王城が建造されてからムハンマド・アリー²¹の時代までに、文書の保管場所で 5 回の火災が起り、文書群を破壊した。しかし、このことはエジプトで公文書が消失したことを部分的には説明するにせよ、イスラーム時代初めから西暦 16 世紀のオスマン朝によるアラブ地域の占領までの、10 世紀以上の長きにわたるアラビア語文書の遺産が消失したことの説明としては不十分である。文書作成への言及のある史料からは、アラブ文明が文書の保管と利用について綿密なシステムを持っていたことが明らかである。ファーティマ朝、アイユーブ朝、マムルーク朝期に文書庁(dīwān al-rasā'il, dīwān al-inshā')の役人たちが書いた史料が我々の手元に残されているが、その最古のもの一つにファーティマ朝期の文書庁高官だったイブン・アッサイラフイー Ibn Munjib al-Ṣayrafi²²による『文書庁規則 (Al-Qānūn fī Dīwān al-Rasā'il)』がある。この書では、文書がどのように保管され、保管係が文書を探すのを容易にするための目録と検索のシステムを通じて、どのように文書が探し出されるのかを詳細に定めている。また、外国から国家に届いた文書も、文書庁付属の文書館に整理され、保管されていたことは間違いない。

しかしながら、アラブ文明は文書を日々の行政や政治に利用するために保管することを知っていただけ

で、用が済んだり、利用価値がなくなったりした時点で廃棄していたらしい。とりわけ国家が次々と交代したため、新たに登場した国家は日常業務や行政に役立たないそれ以前の公文書を処分していたのである。

私の考えでは、これこそが文書喪失の根本原因である。それでも、作成された文書全体に比すれば僅かな量とはいえ、様々な時代のアラブ文明史を研究する上で、我々に残されたこれらの文書はなお豊かな史料であると言えよう。

¹ 本文中の[]は、編訳者が補った語、()は原文中で用いられている括弧およびアラビア語の言語を表すために用いる。

² メッカ近郊のオアシス。ジャーヒリーヤ時代、毎年ズー・アルカーダ月に定期市が開催されていた。

³ ディーフーンは当初は帳簿自体、その後それを管理する「官庁」を意味するようになる。

⁴ 在位41~60 A.H./661~680 A.D.

⁵ ファーティマ朝第8代カリフ。在位427~487 A.H./1036~1094 A.D.

⁶ al-Malik al-‘Ādil Muḥammad b. Ayyūb. 在位597~615/1200~18A.D.

⁷ al-Manṣūr Lājīn. バフリー・マムルーク朝第12代スルタン。在位696~698 A.H./1296~99 A.D.

⁸ al-Muzaffar Baybars. バフリー・マムルーク朝第13代スルタン。在位708~709 A.H./ 1309~10 A.D.

⁹ al-Nāṣir Muḥammad b. Qalāwūn. バフリー・マムルーク朝第10代スルタン。在位693~4, 698~708, 709~41 A.H./1293~4, 1299~1309, 1310~41 A.D.

¹⁰ al-Nāṣir Faraj. チェルケス・マムルーク朝第2代スルタン。在位801~8, 808~15 A.H./ 1399~1405, 1405~12 A.D.

¹¹ al-Ashraf Barsbāy. チェルケス・マムルーク朝第9代スルタン。在位825~42 A.H./ 1422~38 A.D.

¹² al-Ashraf Qāyṭbāy. チェルケス・マムルーク朝第18代スルタン。在位872~901 A.H./ 1468~96 A.D.

¹³ チェルケス・マムルーク朝第21代スルタン。在位905~6 A.H./1499~51 A.D.

¹⁴ al-Ashraf Qānṣūh al-Ghawrī. チェルケス・マムルーク朝第23代スルタン。在位906~22 A.H./1501~16 A.D.

¹⁵ チェルケス・マムルーク朝最後(第24代)のスルタン。在位922 A.H./1516~17 A.D.

¹⁶ ファーティマ朝第5代カリフ。在位411~427 A.H./1021~36 A.D.

¹⁷ ファーティマ朝第6代カリフ。在位386~411 A.H./996~1021 A.D.

¹⁸ マムルーク朝政府の高級武官の一つ。マムルーク朝期を通じて勢威を増し、王朝末期にはその権限は軍事・行政・財政の多岐に及んだ。

¹⁹ 在位564~589 A.H./1169~1193 A.D.

²⁰ エジプトの行政村。耕地面積や税収高は地区ごとに算出・把握された。

²¹ マムルークの子孫。

²² マムルーク出身者が支配層を構成するマムルーク朝において、彼らの子孫であるアウラード・アンナースはマムルークたちよりも下位に置かれ、支配層の中では二次的な位置づけにあったことを指す。

²³ Amīn al-Dīn Abū al-Qāsim ‘Alī b. Munjib. 542 A.H./1147 A.D.没。